

酸素欠乏症等防止規則

〔改正 平成30.6.19 厚生労働省令第75号(抜粋)〕

(事業者の責務)

第1条 事業者は、酸素欠乏症等を防止するため、作業方法の確立、作業環境の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(作業環境測定等)

第3条 事業者は、令第21条第9号に掲げる作業場について、その日の作業を開始する前に、当該作業場における空気中の酸素(第2種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあつては、酸素及び硫化水素)の濃度を測定しなければならない。

(測定器具)

第4条 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させるときは、前条第1項の規定による測定を行うため必要な測定器具を備え、又は容易に利用できるように措置を講じておかなければならない。

(換気)

第5条 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合は、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を18%以上(第2種酸素欠乏危険作業に係る場所にあつては、空気中の酸素の濃度を18%以上、かつ、硫化水素の濃度を10ppm以下)に保つように換気しなければならない。ただし、爆発、酸化等を防止するため換気することができない場合又は作業の性質上換気することが著しく困難な場合は、この限りでない。

2 事業者は、前項の規定により換気するときは、純酸素を使用してはならない。

(保護具の使用等)

第5条の2 事業者は、前条第1項ただし書の場合においては、同時に就業する労働者の人数と同数以上の空気呼吸器等(空気呼吸器、酸素呼吸器又は送気マスクをいう。以下同じ。)を備え、労働者にこれを使用させなければならない。

2 労働者は、前項の場合において、空気呼吸器等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(要求性能墜落制止用器具等)

第6条 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合で、労働者が酸素欠乏症等にかかつて転落するおそれのあるときは、労働者に要求性能墜落制止用器具(労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。)第百三十条の五第一項に規定する要求性能墜落制止用器具をいう。)その他の命綱(以下「要求性能墜落制止用器具等」という。)を使用させなければならない。

2 事業者は、前項の場合において、要求性能墜落制止用器具等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。

3 労働者は、第1項の場合において、要求性能墜落制止用器具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(保護具等の点検)

第7条 事業者は、第5条の2第1項の規定により空気呼吸器等を使用させ、又は前条第1項の規定により要求性能墜落制止用器具等を使用させて酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合には、その日の作業を開始する前に、当該空気呼吸器等又は当該要求性能墜落制止用器具等及び前条第2項の設備等を点検し、異常を認めたときは、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。

(避難用具等)

第15条 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させるときは、空気呼吸器等、はしご、繊維ロープ等非常の場合に労働者を避難させ、又は救出するため必要な用具(以下「避難用具等」という。)を備えなければならない。

2 第7条の規定は、前項の避難用具等について準用する。

(救出時の空気呼吸器等の使用)

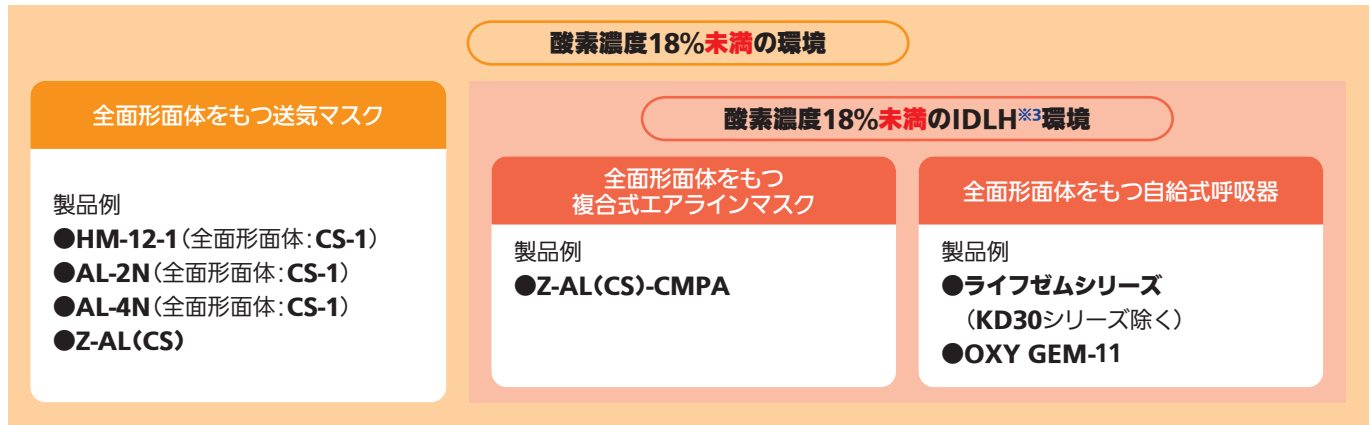
第16条 事業者は、酸素欠乏症等にかかった労働者を酸素欠乏等の場所において救出する作業に労働者を従事させるときは、当該救出作業に従事する労働者に空気呼吸器等を使用させなければならない。

2 労働者は、前項の場合において、空気呼吸器等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

JIS T 8150:2021「呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法」

〔7.2 選択手順 -フローチャート-〕

酸素濃度18%未満の環境では、全面形面体をもつ指定防護係数1,000以上であって、妥当性評価(ADE ASM)^{※1}を満たす給気式呼吸用保護具を使用してください。



- ※1 妥当性評価(ADE ASM:Adequacy assessment)
有害性評価※2を実施した後に、吸入ばく露を許容範囲に低減する防護係数をもつ呼吸用保護具を特定する作業
- ※2 有害性評価(HAZ ASM:Hazard assessment)
酸素欠乏、汚染レベル、IDLH^{※3}などの有害の性質を特定する作業
- ※3 短時間ばく露で生命・健康に危険がある状態(IDLH:Immediately dangerous to life or health)
生命に対する差し迫った脅威があり、不可逆な健康への悪影響を生じさせる、又は危険から避難するための個人の能力を減退させる環境

●改良のため仕様の一部を予告なく変更することがあります。 ●カタログと実際の製品の色とは、印刷の関係で多少異なる場合があります。

株式会社 重松製作所
SHIGEMATSU WORKS CO., LTD.
www.sts-japan.com

本 社 〒114-0024 東京都北区西ヶ原1-26-1 TEL 03(6903)7525(代表)

札幌	011(743)6001	横浜	045(314)0921	倉敷	086(450)2221
仙台	022(235)7733	上越	025(545)4350	広島	082(871)5510
熊谷	048(529)7566	名古屋	052(682)4798	新居浜	0897(33)8666
東京	03(3915)8081	大阪	06(6953)8521	福岡	092(431)1265
千葉	043(301)3004	姫路	079(267)6788		

シゲマツ

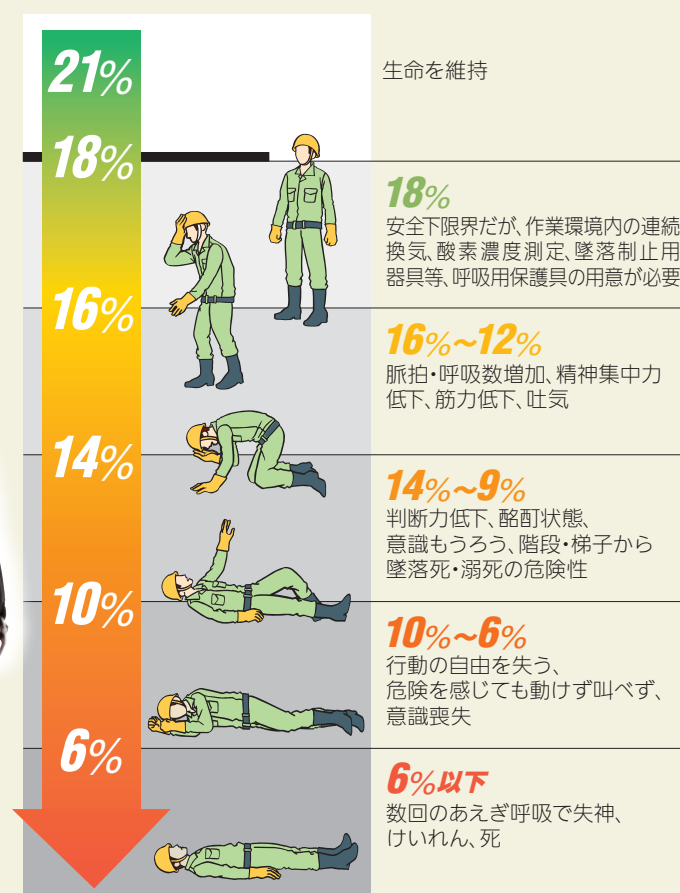
創業1917年

2022年 6月現在

酸素欠乏症等防止用 保護具／機器



酸素欠乏症による身体の変化



2021年 6月30日 中央労働災害防止協会発行
「酸素欠乏症等の防止 一特別教育用テキスト」を参考にしています。

酸素濃度18%未満のIDLH*1環境

*1 IDLHについては、裏面の※3 参照

自給式呼吸器



プレッシャデマンド形空気呼吸器

ライフゼムA1-12

JIS T 8155:2014適合品

- **ACT**ハーネス採用
高圧空気容器(ボンベ)の背負い位置を
極限まで身体に近づけ、コンパクト化を実現しました。
- 上下・回転・前後する3つの動きで、身体の負担を軽減します。
- **ビジュラートⅡ***2搭載可能です。
- 視界が広いCX面体3サイズ(S、M、L)

*2 ビジュラートⅡとは、ボンベ残圧表示機能搭載HUD(情報表示)装置です。

ライフゼム用高圧空気容器

930CⅡAZ 730CⅢAZ

使用時間: **60分** 使用時間: **46分**
[使用時間は、呼吸量: 40L/minの場合]

- 最高充てん圧力: 29.4MPa
- カーボン繊維製FRP-アルミニウム合金
の軽量ボンベです。

定量・デマンド併用式循環式酸素呼吸器

OXY GEM-11

オキシゼム11
JIS M 7601:2001適合品

- 吸気温度を下げる冷却装置を
標準装備しています。(冷媒: 氷)
- 長時間型

公称使用時間: **150分**
● **ビジュラートⅡ***2搭載可能です。

酸素濃度18%未満の環境

送気マスク



プレッシャデマンド形エアラインマスク

Z-AL(CS)

- 自動陽圧タイプ。
- 圧力低下アラーム付。
約0.3 MPa以下になるとホイッスルで
警報を発します。



一定流量形エアラインマスク

AL-2Nシリーズ

JIS T 8153:2002適合品

- ユニバーサルジョイントを使用しているため
ホースがねじれたり、外れることがありません。
- エアクリナーなしの**AL-4Nシリーズ**
もあります。



電動送風機形ホースマスク

HM-12-1シリーズ

JIS T 8153:2002適合品

- 4段変速切換ノッチで、風量調節ができます。
- 4人まで同時に使用できます。
- 空気オーバーフロー方式。1人で使用した
場合でも、モーターが焼き付きません。

*3 ランヤード[別売]を取付けると、墜落制止用器具胴ベルト型として使用できます。
墜落制止には、フルハーネス型を用いることが原則ですが、作業床の高さが6.75 m以下で、墜落時に地面に到達する危険のある場合には、胴ベルト型の使用が認められます。

送気マスク

エアラインホースを切り離しての脱出も可能



プレッシャデマンド形複合式エアラインマスク

Z-AL(CS)-CMPA

- エア供給源の自動切り替え
通常は、プレッシャデマンド形エアラインマスクとして使用します。
エアライン供給圧力が0.2MPa以下になると、自動的に、緊急脱出用
ボンベからのエア供給に切り替わります。
- 軽量小型の緊急脱出用ボンベ付 (約1.4 kg、使用時間: 約5分)
[使用時間は呼吸量35 L/minの場合、満充てん圧力19.6 MPa]

緊急時給気切替警報装置



全面形面体専用矯正めがね



矯正めがねレンズ取り付け枠



墜落制止用器具



化学防護服

■着用例



密閉服

マイクログেম® 4000D

JIS T 8115:2015 タイプ3、4、5 適合品

- 全身一体型で活動性抜群
- 透過試験・浸透試験に裏付けされた
高いバリア効果。

※実際の作業時には、着用例に加え
手袋と長靴を装着してください。

化学防護手袋

優れた
グリップ力



38-514

JIS T 8116:2005 適合品

- プチルゴム 製

インナー手袋
として使用可



02-100

JIS T 8116:2005適合品

- ポリエチレン 製

化学防護長靴

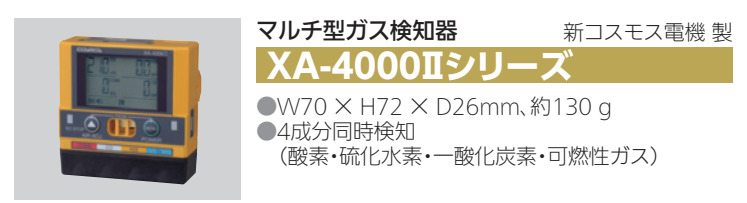
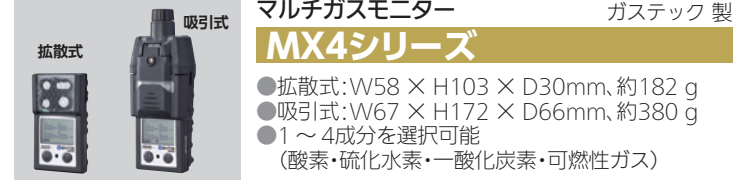
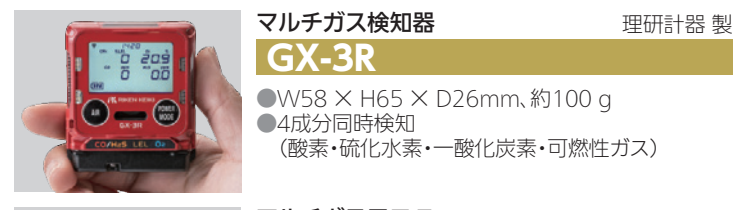


RS-2

JIS T 8117:2005 適合品

- 踏み抜き防止板入り、滑り止め強化
- 天然ゴム 製

検知器



局所送排風機・風管(換気用)

- 吸気／排気型換気の両方に使用可。
- 風管の生地は、防災製品認定品。

